

釧路司法書士会報

Vol.132

2020

September

9

月号



ほ～すけ



し～たん

釧路司法書士会イメージキャラクター決定!!

132号目次

CONTENTS

③ ご挨拶

会 長 佐 渡 正 幸

④ ウィズコロナ時代に感じたこと

(公社)北海道社会福祉士会十勝地区支部長 石 川 尚 樹

⑥ 新型コロナウイルスと本人確認

北網支部 森 谷 崇 継

⑦ 入会のごあいさつ

十勝支部 妹 尾 美 晴

⑦ 入会のごあいさつ

十勝支部 高 橋 章 文

⑧ イメージキャラクターのご紹介

⑧ 写真で見るイベント

⑩ 釧路司法書士会 会員の動き

⑪ 釧路司法書士会 業務日誌

⑫ 編集後記



ご挨拶

会長 佐渡 正 幸

秋たけなわの今日この頃、会員の皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

まず持ちまして、日頃より釧路司法書士会の運営に関しまして、会員皆様のご理解・ご協力をいただき、また特にこのコロナ禍の状況の中において、各位の職務において特段のご理解・ご協力を賜ってますことに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

また、私事ではございますが、父であり昭和40年から平成26年の長きに亘り釧路司法書士会の会員でもありました、故佐渡保正の葬儀に際しましては、釧路司法書士会並びに多くの会員の皆様より、丁重なるご弔辞、ご香料を賜りましたことに、厚く深謝申し上げます。

さて、今年の2月頃から発生しました、新型コロナウイルスの感染によって、本年度の各総会や諸会議は、通年とは全く形式・形態を変えて行わなければならない状態となっております。まず当会の総会においては、司法書士法の改正を受けて、当会の会則変更等の重要な議題があり、出来る限り会員皆様のご意見を聴取したなかで決議をしたいとの意向のもと、ご案内のとおり書面決議を併用したなかで開催させていただきました。また、日司連の総会は、通常2日を掛けての開催が、今年は1日でしかも午後だけの開催となり、時期的にコロナ感染の第二波到来が懸念されている時期でしたので、熟慮の末やむなく欠席をさせていただきました。そして、北海道ブロックの総会は、完全なる書面決議にて全

て決裁した次第であります。その後の会長会やブロック理事会は、ZOOMを利用してリモートで実施している状況であり、今後もこの形態による会議が続くものと思われます。我々の日常の業務におきましても、依頼者本人との直接面談より、本人限定受取郵便やテレビ電話等のリモートを利用した本人確認が、依頼者のほうから要望されることとなっていくものと思われます。また、執務上の打合せ等もメールや電話等の対応が主流となり、執務状況においても従来の形態から変化し、新たな執務上のトラブルも考慮して行かなければならないものと思われます。この点におきましても執行部として、会員皆様により円滑で安心安全な執務が出来るよう考慮しながら、より一層の情報発信をして行かなければならないものと思っております。実際の当会の運営に関しましては、理事支部長会の決定のもと、いわゆる三密を避けた中で、8月1日より相談センター・業務研修会を実施させていただいております。この点におきましては、各担当部署の会員の皆様には大変ご苦勞をお掛けするとは思いますが、司法書士の使命規定も創設された中で、国民の権利擁護をより実践するため、今後も知恵を絞って英知を結集して、時代に即した中で司法書士業務の専門性をより一層発信し、自由かつ公平な社会の形成に寄与する釧路司法書士会を築き上げて行く所存でありますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

令和4年には、司法書士業が誕生して150

周年の歴史的な節目の年を迎えます。日司連としても司法書士の業務をより国民に広報する事業を予定しておりますが、特に相続登記に関しては、相続登記相談センターを従来の相談センターと併用した中で各単会に設置し、これからの相続大時代に、司法書士が率先して国民の権利擁護に対処する体制を作っていくこととなります。また、各単会のIT化の促進に繋がる助成も検討しているようです。現代社会の少子高齢化から派生する後見・家族信託・事業承継などの職務にも、司法書士が先導して対応する姿勢が求められるものと思われます。



ウィズコロナ時代に感じたこと

(公社) 北海道社会福祉士会十勝地区支部長 石川 尚 樹

先日、私宛に一本の電話をいただきました。「司法書士会の会報に記事を書いて欲しい」という依頼で、新型コロナウイルス拡大による福祉業界への影響という大きなお題をいただきました。少々私には荷が重く、さて、何を書いたら良いのかと思案しております…

普段私は、帯広にあります救護施設東明寮という福祉施設に勤めながら、社会福祉士会の活動に携わっております。司法書士会の皆様には、日頃より当会の活動にご指導、ご協力いただきお礼申し上げます。社会福祉の利用者様の権利擁護では、司法と福祉の連携は欠かせないものであり、当会会員が仕事を進める上で大変お世話になっております。今日は、私の施設の状況を交えながら、今この状況下で感じているところを報告させていただきますと思います。

今後も司法書士業務の発展のために、会員皆様の日々の業務が国民の期待により一層応えられるよう、また時代に即した中で士業としての更なる信頼を積み重ねていけるよう、そして何よりも先の見えないこのコロナ禍の状況のなかで、ウィズコロナに対応した新しい業務の在り方を、理事、役員、支部長と連携を取りながら模索し、そして実践していく所存でございます。

最後になりますが、会員皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念し、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

福祉施設と一口で言っても様々な施設があります。例えば老人ホームは老人福祉法、介護保険法で、障害者の施設は総合支援法とそれぞれ違う仕組みで運営されています。私の勤める救護施設は、生活保護法に規定された保護施設で、心身の著しい障害により自立した生活を送る事が困難な生活保護受給者が入所して生活する施設です。全国にも186か所、道内でも9か所しかなく、当施設は道東唯一の救護施設として30代～80代まで90の方が暮らしています。皆さんもご存じのとおり2月下旬に北海道知事から緊急事態宣言、その後4月には国による緊急事態宣言が出され、北海道での感染も拡大し福祉施設でのクラスター発生もありました。当施設でもコロナ対策として手洗い、消毒の実施はもちろんのこと外出や行事の自粛、面会や帰省の制限。

通院も最低限にするなど、入所者様の日常生活は大きな影響を受けています。都度、入所者様には説明しながら対応していますが、みなさん同様不自由な生活に慣れない様子です。自粛期間が長引くにつれ、工夫できることをとの事で施設内行事を充実したり、リモート面会を導入したりとウィズコロナの時代に応じた生活スタイルを模索しているところ です。

さて、新型コロナウイルスの福祉業界への影響ですが、福祉自体は対象としている方々と基本対面でサービスを提供しています。リモートや在宅ワークをとと言われても、それでは仕事になりません。私の施設も入所施設ですから、365日24時間利用者様へのサービス提供を休むことはできません。通所の福祉施設含めて、多くがそのような状況下に置かれています。また、サービスの対象としている方は、いわゆる重症化のリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方々が多く、施設やそこで働く職員は極めて高い緊張にさらされ続けています。

その様な状況の中、日本赤十字社のホームページ上で「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」が話題となっていると仲間から教えてもらいました。そこには、コロナウイルスには感染症として3つの顔があると書かれていました。第1の顔はもちろん「病気そのものとしての顔」です。第2はウイルスがもたらす「不安と恐れ顔」だそうです。ウイルスは未知の部分が多く不安や恐れを感じ、私たちの心の中で膨らんでいく。そして第3は「嫌悪・偏見・差別の顔」との事。不安や恐れは人間の生き延びようとする本能を刺激します。見えない敵への不安から、ウイルス感染に関わる人や感染者を見える敵と見なして嫌悪の対象とし、偏見・差別し遠ざける事でつ

かの間の安心感を得ることになるとありました。病院関係者の子どもが保育園への登園を断わられたり、発症者の家族が引っ越しを余儀なくされた等の報道に接し、まさにこのスパイラルそのものだと感じています。

福祉を必要とする人やその周りの人たちが、この負のスパイラルに巻き込まれないように。それだけでなく、社会全体として巻き込まれないようにしていく事が必要で、その為に私たち一人ひとりが何をしなければならないのかを考え、発信し、行動しなければと思う日々です。ここまで思いつくままに書いてきましたので、いただいたお題にかなうものになったか自信はありませんが、利用者様の権利擁護のためにそれぞれの立場から、共に進んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。





新型コロナウイルスと本人確認

北網支部 森 谷 崇 継

コロナ情勢の中、日本社会はリモートワークが浸透しつつある。私個人としても、非効率な行動は出来得る限り省くべきであると考えているため、この流れは非常に喜ばしいことであるが、司法書士法や犯収法等、我々司法書士の業務には縛りが多く、どうにもリモートワークに適さない。国民の権利擁護を担う司法書士は、すべからく本人確認、意思確認を徹底すべきだが、移ろう時代に対応できない制度もどうなのかと思う。緊急事態宣言を受け、5月1日に連合会より一定の条件付で非対面の本人確認を推奨する考えが示されたが、特段日常業務で適用できるほどの基準ではないように思える。結局個々の判断で個々が責任を負うだけであり、「それって意味あるの?」と思う次第である。

病院・施設での面会が禁止されている当事者が権利証を紛失していた場合は、事前通知を利用できる場合を除き、登記業務を受任することが不可能となる。本人確認情報を利用する場合、テレビ電話等では不可と登記研究(778号)にある。面談とは、「会って直接話すこと」を想定し、また、テレビ電話等では、身分証明書等の原本を確認できないことが否定的な理由とされているようだ。確かに、映像の視界範囲や解像度の兼ね合いもあり、「面談」と同等とは言えないかもしれないが、高性能のスマホが流通するこの時代で「直接会って話す」ことに拘る必要があるのだろうか。そもそも直接面談したからと言って、積水ハウスの地面師のような命懸けで数千万、億を取りにくる輩を暴くことはできるのだら

うか。精密に偽造された身分証の提示を「面前で直接」受けたから暴けましたとはならないのではないか。裁判?懲戒?事例で、「本人確認情報の有無問わず、司法書士に課せられた本人確認・意思確認の程度に差はない。」という意が込められた文章を目にしたことがある。司法書士としては当然であるが、「そういうなら尚更面談に拘る必要ないのでは。どうせ何かあれば司法書士に全責任を負わせるのだから。」とこれにつきと思う。極論だが、定められた項目を確認しさえすれば、司法書士の懲戒処分については問わないようにしてもらわないと、立合・本人確認業務はつまるところババ抜きであり、いつか出会ってしまうかもしれない「ジョーカー」に震えるしかない。

我々はあくまでも登記のプロであり、刑事や探偵ではない。国民の権利擁護を放棄するつもりはないが、裁判所や現行制度は必要スペック以上のスキルを司法書士に求めすぎではないか。求めるならば、それに見合った報酬相場を上げるような呼びかけをしてもらわないとわりに合わない。自由報酬とはいえ、現実には地域相場の影響を大きく受けざるをえないからだ。

テーマから完全に反れてしまったが、司法書士に対する社会的信頼や本人確認情報の作成権限があることが不動産登記業務の独占に後押ししていることも理解したうえで、本稿は胸中を吐露しているだけであり、司法書士の品位を貶すつもりはないのであしからず。



入会のごあいさつ

十勝支部 妹尾 美 晴

この度釧路司法書士会に入会させていただきました、妹尾美晴と申します。

昨年の司法書士試験に合格し、この春より大樹町の播間総合法務事務所にて勤務をさせていただいております。

足かけ20年ほど、札幌でコンビニエンスストアの経営に携わっていましたが、5年ほど前に人生の転機があり、地元である十勝に戻ることになりました。その時点で無職でしたので、そこからの人生は何をして生きていこうかと考えていたのですが、なぜか無性に勉強したくなってしまう、勉強するなら生計を立てられそうな、何か少し大変な資格を取ってみようと思い立って、司法書士試験の勉強を始めたのがこの業界へ入ったきっかけです。

実際に実務に出てみると、司法書士が扱う業務は本当に幅広く多岐にわたり、おろおろと右往左往しつつも、播間先生はじめ事務所の皆様のおかげもあり、楽しく充実した毎日

を過ごしています。長くコンビニエンスストアという小さな閉鎖空間でルーティンワークをひたすらこなしていた私にとっては、その目まぐるしさがなかなか魅力的です。

また、実務についてみると、受験とは比較にならない知識の質と理解が求められることに気づいてしまい、勉強しななおさなくてはならないことが多く、日々研鑽することがいかに重要かをひしひしと実感しております。

どういった司法書士をめざすか、といったビジョンはまだまだ暗中模索ではありますが、できるだけいろいろなことに取り組み、幅広い視野を持てるようになればいいと思っています。

今年はコロナ禍で、なかなか皆様にお会いする機会も少なく未だにご挨拶もままならない状況ですが、なるべく早く皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、何卒ご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



入会のごあいさつ

十勝支部 高 橋 章 文

この度、釧路司法書士会十勝支部に入会いたしました、高橋章文と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

出身地は帯広市で、高校からは帯広を離れ函館ラ・サール高校、大学は東京にある明治学院大学に進学し、平成26年度の司法書士試験に合格後、東京の事務所に在籍し、主な業務として、不動産登記（中古住宅、マンショ

ンの売買）を担当しておりました。

東京での業務を通じて感じたことは、都内中心部のタワーマンションなどは依然として若い世代に対して人気ですが、地方都市に対しても子育て世代、高齢者世代の関心が高まってきていることです。子供の遊び場所に困るような東京よりも自然を感じのびのびと子育てができる環境、コロナ禍でも一人一人

の密度が低い環境が魅力的だと捉えられているようです。

また、最近では高齢者の方が老人ホームに入るために居宅を売却するケースや、コロナウイルスの影響で高齢のため外出を制限し、自宅までお伺いしてご本人確認をとるケース、子供がいないために事前に不動産を処分しておきたいと相談を受けるケースなど、高齢者を依頼者とする業務が増えています。またそれに関連して、相続登記の相談も徐々に増えているように感じますが、これは相続登記義務化検討に対して一般の方も関心が高まっていることも一因のようです。

司法書士としていかにこういったニーズを把握し、それに対しアプローチしていくのか、これから先生方と検討を深めていければと存

じております。

東京には大学時代を含め15年ほどいたため、帯広にいた時間のほうが短くなってしまいましたが、それでも地元に対する気持ちは薄れることはありませんでした。今、日本だけでなく世界中がコロナ禍の影響で、経験したことのない危機に直面しておりますが、こういった時にこそ地元に貢献したいと思い、生まれ育った十勝に戻ってまいりました。

少しでも地元のお役に立てるよう、微力ながら尽力していく所存ですが、まだまだ経験も浅く、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、先生方に置かれましては、何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ イメージキャラクターのご紹介 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

広報部よりお知らせ

かねてよりアンケート調査等をとおしてイメージキャラクター制作についてご案内してまいりましたが、アンケート調査の結果を踏まえ、「タンチョウツル」と「シマフクロウ」をベースとしてキャラクターを選定することを決定し、クラウドソーシングを利用してデザインを公募したところ、全国よりそれぞれ70種類近くの提案をいただきました。

その中より、執行部において本会報表紙のキャラクターを選定し、タンチョウツルについては「し〜たん」、シマフクロウについては「ほ〜すけ」の愛称を決定いたしましたので、この場を借りてご報告申し上げます。

今後、選定したイメージキャラクターについては、当会のオリジナルグッズやポスター、広報資料に活用することを検討しています。

写真で見るイベント

研修会



9月5日(土) 第1回業務研修会 とかちプラザにて

釧路司法書士会 会員の動き

*入 会



●^{せの}妹 ^お尾 ^み美 ^{はる}晴 殿 (十勝支部)

登録年月日 令和2年4月8日
 登録番号 釧路 第251号
 事務所住所 〒089-2152
 広尾郡大樹町西本通73番地7
 電話番号 (01558) 6-2721
 FAX番号 (01558) 6-2723



●^{たか}高 ^{はし}橋 ^{あき}章 ^{ふみ}文 殿 (十勝支部)

登録年月日 令和2年8月4日
 登録番号 釧路 第252号
 事務所住所 〒080-0802
 帯広市東3条南13丁目19番地
 まるせん第二ハイム1階
 電話番号 (0155) 67-1375
 FAX番号 (0155) 67-1376

*退 会

●角 鹿 末 吉 殿 (十勝支部)

退会年月日 令和2年6月30日
 登録番号 釧路 第172号

●藤 田 陽 一 殿 (十勝支部)

退会年月日 令和2年8月20日
 登録番号 釧路 第81号

*変 更

●中 田 裕 一 殿 (十勝支部)

令和2年4月1日受付
 事務所住所 〒080-0010
 帯広市大通南18丁目2番地1
 昴-018 101号
 電話番号 (0155) 66-7536
 FAX番号 (0155) 66-7537

●宗 形 一 輝 殿 (釧根支部)

令和2年9月10日受付
 事務所FAX番号 (0153) 77-9308

釧路司法書士会 業務日誌

2月

February

- 1日(土) 補助者申請〔神津莊平事務所：多田えりか殿〕
補助者申請〔金田 剛事務所：中村莉那殿・藤野沙耶香殿〕
- 8日(土) ブロック会別法テラス担当者会議 於：札幌司法書士会
(有賀副会長・神谷会員)
- 21日(金) 釧路地方法務局・釧路司法書士会「権利登記協議会」
於：釧路地方法務局
(佐渡会長・金田副会長・菅原理事)
成年後見制度利用促進に向けた意見交換会 於：釧路家庭裁判所遠軽出張所
(辻 香澄会員)
- 26日(水) 日司連第83回臨時総会 於：都市センターホテル (佐渡会長)

3月

March

- 2日(月) Web理事会 於：事務局
- 19日(木) 登録面接 (妹尾美晴殿) 於：事務局
- 31日(火) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

4月

April

- 3日(金) 補助者申請〔宮越召一事務所：佐藤裕一殿〕
- 7日(火) 補助者申請〔平田峻太事務所：佐々木真美殿〕
- 14日(火) 監査 於：事務局
- 18日(土) 理事・支部長合同会議 於：生涯学習センター「まいづる」
- 23日(木) 総務部会 (総会打合せ) 於：事務局

5月

May

- 8日(金) 在釧理事会 於：事務局
- 14日(木) 補助者申請〔近江孝介事務所：深尾美幸殿〕
- 15日(金) 北網支部総会
- 18日(月) 補助者申請〔保田正明事務所：越田浩美殿〕
- 23日(土) 釧路司法書士会定時総会 於：センチュリーキャスルホテル
- 29日(金) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

6月

June

- 10日(水) 補助者申請〔近江孝介事務所：白石泰基殿〕
 11日(木) 在釧理事会 於：事務局
 13日(土) 北海道ブロック司法書士協議会定時総会（みなし決議の成立）
 20日(土) 理事・支部長合同会議 研修委員会 於：事務局
 22日(月) 補助者申請〔菅原 亮事務所：佐々木和世殿〕
 25日(木) 日本司法書士会連合会定時総会 於：ヒカリエホール

7月

July

- 1日(水) 福祉医療機構事務処理 於：事務局
 7日(火) 釧路地方法務局・釧路司法書士会「権利登記協議会」
 於：釧路地方法務局
 （佐渡会長・佐藤副会長・金田副会長・菅原理事・西山理事）
 16日(木) 北海道ブロック司法書士協議会理事会（Web会議）
 補助者申請〔菅原 亮事務所：金子里美殿〕
 28日(火) Web理事会 於：事務局
 31日(月) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局

8月

August

- 6日(木) 湧別町空家等対策協議会 於：湧別町コミュニティーセンター
 （辻 香澄会員）
 11日(火) 登録交付式（十勝支部：高橋章文会員） 於：事務局
 （佐渡会長・金田副会長・西山理事）
 12日(水)～14日(金) 事務局お盆休み
 20日(火) 会長意見交換会事前テスト等（総務対応） 於：事務局
 （佐渡会長・金田副会長）
 26日(水) 会長意見交換会（Web会議） 於：事務局(佐渡会長)

9月

September

- 5日(土) ①業務研修会「養育費問題に関する法的支援」 於：とかちプラザ
 7日(月) ②北海道ブロック司法書士協議会理事会（Web会議）
 11日(金) 成年後見利用促進に向けた意見交換会 於：遠軽町保健福祉総合センター
 （辻 香澄会員）
 12日(土) 全国一斉司法書士による手続支援のための養育費電話相談会
 於：事務局
 （佐渡会長・有賀副会長・中川理事・佐藤副会長）
 26日(土) 北網支部研修会

編集後記

※ コロナ禍による自粛生活が続いていますが、皆様はいかがお過ごしですか？昨年12月に中国で発生した新型コロナウイルスによる肺炎は、世界的な感染拡大を続け未だワクチン開発も出来ていません。（当初、私は5月の連休を乗り越えれば落ち着くだろうと…と思っていました。）

※ 感染症は人間が野生動物を家畜化した時代から始まっており、現代においては人間が引き起こす地球温暖化などが生態系に悪影響を与え、次々と新しいウイルス感染症を発生させているそうです。今回のコロナ禍を教訓として、異常な自然災害も含め、私たちの生活スタイルが原因となっているとの自覚を持って、世界の人々と共に地球環境と生態系の改善を図り、人々の健康を守っていかなくてはなりません。

※ 新型コロナウイルスには、常に相手に感染させないとの意識を持ち、防止対策としてのマスク着用とアルコール消毒は重要です。（今後もしっかり、マナーとして定着させなければなりません。）また、感染者への差別と社会の分断を防ぐことも大切なことです。

※ 今、私たちは困難な時代を乗り越えるための貴重な経験の中にいます。新しい時代の生活様式や人生観をもって、新しい仕事のスタイルも考えなければならぬでしょう。（私は人間がガラケーのため、デジタル音痴で電話、FAX、メールしかできず…WEB会議システムは？です）皆様はいかがですか？自粛生活をプラスに変えて、健康で幸せな日々を過ごされますよう祈念申し上げます。

2020（令和2）9／25 編集委員 十勝支部 寺沢 秀明